

外貨預金規定集の改定について

1. 対象となる規定
 - ・外貨普通預金規定(ステートメント方式)
 - ・自動継続外貨定期預金規定
2. 改定日
 - 令和8年9月1日(火)

「外貨普通預金規定(ステートメント方式)」

下線部分変更

新	旧
外貨普通預金規定(ステートメント方式)	外貨普通預金規定(ステートメント方式)
(略)	(略)
15. (解約等)	15. (解約等)
(1)この預金口座を解約する場合には、発行済みの「外貨普通預金取引明細帳」および「届出印」を持参のうえ、当金庫に申出てください。	(1)この預金口座を解約する場合には、発行済みの「外貨普通預金取引明細帳」および「届出印」を持参のうえ、当金庫に申出てください。
(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。	(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
(略)	(略)
<u>⑧預金者が住所変更等の届出を怠る等により、当金庫において預金者の所在が不明になった場合</u>	(追加)
(略)	(略)
<u>(5)令和9年2月19日までに解約されない口座については、当金庫からの通知を要することなく、令和9年2月19日以降の当金庫任意日に当金庫にて所定の外国為替相場により解約します。</u>	(追加)
<u>(6)本条第5項により当金庫でこの預金口座を解約した場合、原則としてお客様の円普通預金口座または円当座預金口座へ当金庫任意日付で元本と利息を支払います。</u>	(追加)
<u>(7)第5項および第6項の規定により、お客様に損害が生じた場合でも、当金庫は責任を負いません。</u>	(追加)

新	旧
(略)	(略)
<u>22. (その他)</u> <u>この預金の取扱は令和9年2月19日をもちまして終了となります。</u>	(追加)

「自動継続外貨定期預金規定」

下線部分変更

新	旧
自動継続外貨定期預金規定	自動継続外貨定期預金規定
(略)	(略)
3. (自動継続)	
(1)この預金は、表面記載の満期日に、あらかじめ指定された期間(以下「預入期間」といいます。)の外貨定期預金に自動的に継続します。この場合、継続後の満期日は、表面記載の継続前の満期日の「預入期間」後の応答日(以下「この応答日」といいます。)とします。以後、継続された預金についても同様とします。	
(略)	
<u>(7)2027年2月19日取引終了時点で、この預金は2027年2月19日の当金庫所定の外国為替相場により解約し、原則としてお客様の円普通預金口座等へ2027年2月19日付で元本と利息を支払います。</u>	(追加)
(略)	(略)
6. (相場・手数料)	
(1)この預金の払戻しに際し、表面記載と異なる幣種にて支払う場合には、当金庫所定の為替相場により換算します。	
(2)表面記載の幣種により支払う場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。	
<u>(3)2027年2月19日取引終了時点で、この預金は2027年2月19日の当金庫所定の外国為替相場により取り扱います。</u>	(追加)
(略)	(略)

新	旧
<p>11. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出してください。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 2027年2月19日をもって、この預金を廃止します。廃止に伴い、2027年2月19日取引終了時点で第3条第7項に定める取り扱いの通りとします。</u></p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;">以上</p>

以上